

証券コード 5566

平成26年3月13日

株 主 各 位

新潟県妙高市大字田口272番地

中央電気工業株式会社

代表取締役
社 長 西野隆夫

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年3月27日（木曜日）午後4時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年3月28日（金曜日）午前10時30分
2. 場 所 新潟県妙高市大字田口272番地
当社 本社大会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

決議事項

議 案 当社と日本電工株式会社との株式交換契約承認の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.chu-den.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議 案 当社と日本電工株式会社との株式交換契約承認の件

当社と日本電工株式会社（以下「日本電工」といいます。）は、平成25年12月27日に開催したそれぞれの取締役会において、平成26年7月1日を効力発生日として、日本電工を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により、経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を実施することを決議し、同日付で、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をいただきたく存じます。

なお、本株式交換は、公正取引委員会等の関係当局の承認、許認可の取得及び両社の株主総会の承認等を条件としております。

これら条件が満たされますと、本株式交換の効力発生日である平成26年7月1日をもって、当社は日本電工の完全子会社となり、平成26年6月26日に上場廃止（最終売買可能日は平成26年6月25日）となる予定です。

1. 株式交換を行う理由

当社は、合金鉄メーカーとして長年にわたり鉄鋼業界への安定供給を通じて日本鉄鋼業の安定生産に寄与するとともに、焼却灰等の不燃性廃棄物の熔融固化処理事業を通じてこのような廃棄物のリサイクルを推進し、更に、ハイブリッド自動車用に使われる二次電池負極材料やネオジム磁石用合金を中心とする機能材料事業を通じて時代とニーズを先取りした材料を供給しながら低二酸化炭素社会づくりへも貢献してまいりました。当社は、これらの三つの事業領域において、商品と製造技術のイノベーションを図りながらステークホルダーからの信頼を支えとして、未来のエネルギー基盤を支える材料メーカーとして社会へ貢献することを経営ビジョンに掲げ、企業価値の向上に取り組んでおります。

一方、日本電工は、国内最大手の合金鉄メーカーとして、長年にわたり鉄鋼業界へ安定的な供給を続けており、主たる市場である国内での事業運営を補完し事業トータルとしての優位性を確保するため、海外生産や鉱山権益に対し積極的な投資を行い、原料調達、製造から販売までの各プロセスにおいて磐石な基盤を築くことを目指してまいりました。また、マンガン酸リチウム、フェロボロン、酸化ジルコニウムといった機能材料事業においても、リチウムイオン電池等多様な先端産業分野に対し、他社を差異化する高機能素

材や技術を提供することにより、合金鉄に続く第二の柱として更に事業を發展させていくことを計画しております。同社はこれら合金鉄事業と機能材料事業を両輪として会社を牽引・發展させ、企業価値を高めるとともに豊かな社会の創造に貢献するべく、事業運営に取り組んでおります。

こうした当社及び日本電工（以下「両社」といいます。）の合金鉄事業においては、主たる顧客である国内鉄鋼メーカーが世界規模での競争を激化させる中で、両社各々の主要取引先でもある新日本製鐵株式会社と住友金属工業株式会社は、平成24年10月1日を効力発生日として合併し、新日鐵住金株式会社（以下「新日鐵住金」といいます。）が誕生しました。

また、昨今のいわゆる“原料高製品安”（合金鉄製品の原料となるマンガングン等の価格高騰にもかかわらず合金鉄製品の価格は伸び悩む状況）が続いていることに加え、近年東アジア地区において海外の競合他社の供給能力が増強される等、競争は激化の一途をたどる中で、両社は不断の自助努力により競争力を保ち、安定的な操業を続けてまいりました。足下においては、一時の極端な円高の是正により、国内鉄鋼メーカーの輸出競争力及び合金鉄の海外品に対する競争力は回復基調にあり、経営環境改善が期待されているものの、依然として予断を許す状況にありません。また、このような状況に追い打ちをかけるように電力コストが大幅に上昇しており、電力多消費事業である合金鉄事業を営む両社の経営を圧迫しております。特に当社においては昨年9月末に合金鉄製造用固定資産の全額の減損処理を行っており、両社が今後もその安定供給を継続し、主要顧客である国内鉄鋼メーカーとともに国際競争を勝ち抜き、成長していくためには、新たな段階の企業努力、競争力強化が不可欠な状況であります。

また、両社が合金鉄とともに主要事業としている機能材料分野においては、世界的な環境意識の広がり、定着に後押しされた“低炭素社会”“エコ社会”実現にむけた新技術の進歩とその多様化は顕著であり、今後大きな成長が期待されております。他方で、それら先端産業の大きな潜在的需要を巡る競争は激しく、またビジネスとしての不確実性も増大しており、より一層の技術力、開発力が強く求められております。

かかる状況下、両社は、更なる事業の發展を実現するためには、各々の主要取引先が同じ新日鐵住金であり、事業内容及び企業風土が近く、円滑な経営統合を行える両社が長期ビジョン・戦略の共有化を行い、迅速かつ機動的な意思決定が可能となる体制を整備するとともに、速やかに各々が培ってきた経営資源を融合し最大限に有効活用することが急務と考え、本経営統合を実施することが最適と判断いたしました。

また、本経営統合に当たっては、各々の事業ポートフォリオの相違から培われてきた両社の特色を損なうことなく、かつ現組織体制を活かして経営効率を向上させ、経営資源の選択と集中を推進できる最適の方法として、日本電工を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換方式を採用いたしました。

両社は本経営統合により、両社の合金鉄、機能材料、環境の事業を融合した企業グループとなります。両社共通の主要事業である合金鉄製造においては、長年培ってきたノウハウを結集し、競争力強化に注力いたします。加えて、多様な需要が見込まれ、今後の飛躍が期待される機能材料事業及び環境事業においては、選択と集中により市場ニーズへの対応力、製品開発力の強化を図り、環境調和型社会、循環型社会の構築に貢献してまいります。

これにより収益力の向上と強固な経営基盤確立を実現し、企業価値の向上と将来へ向けた更なる発展を通じて豊かな社会づくりに貢献し、ステークホルダーの期待にお応えしてまいります。

なお、本株式交換の効力発生日において、株式交換完全親会社である日本電工は、商号を新日本電工株式会社に変更する予定です。新商号のもと決意を新たに新グループの更なる発展を目指します。

2. 株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、後記添付資料1のとおりであります。

3. 会社法施行規則第184条に定める内容の概要

(1) 交換対価の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

当社の普通株式1株に対して、日本電工の普通株式1.15株を割当交付いたします。当該株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。

株式交換比率(当社の普通株式1株に対して交付する日本電工の普通株式の割当て比率)

	日本電工	当社
株式交換比率	1	1.15

- (注1) 当社は、本株式交換の効力が発生する直前時に保有している自己株式（平成25年9月30日現在：28,044株。本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）を消却する予定です。
- (注2) 本株式交換により交付する日本電工の株式数：普通株式：36,307,749株（予定）
（本株式交換により割当て交付する株式数については、当社による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。）
- (注3) 本株式交換に伴い、日本電工の単元未満株式を所有することとなる当社の株主の皆さまにおいては、日本電工の普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所において単元未満株式を売却することはできません。
- (i) 単元未満株式の買取制度
会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆さまが、日本電工に対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。
- (ii) 単元未満株式の買増制度
会社法第194条第1項及び日本電工の定款の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆さまが、日本電工に対し、自己の所有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式の売渡しを請求することができる制度です。
- (注4) 本株式交換に伴い、日本電工の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆さまに対しては、会社法第234条その他関係法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。
- (注5) 日本電工は、本株式交換の効力発生日において、単元株式数を当社と同じ100株に変更する予定です。

② 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(ア) 算定の基礎

日本電工及び当社は、本株式交換の株式交換比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれが独立した財務アドバイザーに株式交換比率に関する財務

分析を依頼することとし、日本電工は野村証券株式会社（以下、「野村証券」といいます。）を、当社は大和証券株式会社（以下、「大和証券」といいます。）をそれぞれ起用いたしました。

野村証券は、日本電工については、同社が株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また日本電工には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を株価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社については、当社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を株価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

日本電工株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	1.104～1.149
類似会社比較法	0.413～1.410
DCF法	0.923～1.204

市場株価平均法では、日本電工については、基準日を平成25年12月26日として、日本電工株式の東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、平成25年12月19日から基準日までの直近5営業日の終値単純平均値、平成25年11月27日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、平成25年9月27日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び平成25年6月27日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を用いて、当社については、基準日を平成25年12月26日として、当社株式の東京証券取引所市場第二部における基準日の終値、平成25年12月19日から基準日までの直近5営業日の終値単純平均値、平成25年11月27日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、平成25年9月27日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び平成25年6月27日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を用いて評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを1.104～1.149として算定しております。

類似会社比較法では、両社の事業内容の類似性を考慮し、日本電工については、日本電工と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて評価を行い、当社については、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.413～1.410として算定しております。

DCF法では、日本電工については、日本電工の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した日本電工の収益予想に基づき、日本電工が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて評価を行い、当社については、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.923～1.204として算定しております。

野村證券は、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成25年12月26日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした日本電工の利益計画においては、2015年12月期にかけて大幅な増益を見込んでおります。これは主として、欧州債務危機の影響等により2012年以降長期低迷を続けている合金鉄の国際市況が、2015年頃を目処として同地域の経済回復及びそれに伴う鉄鋼需要の回復とともに上昇し、2011年以前の価格水準に戻り、それに伴う販売単価の上昇を通じて合金鉄事業の利益水準が回復することを見込んでいることによるものです。

また、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の利益計画においては、2016年3月期にかけて大幅な増益を見込んでおります。これは主

として、欧州債務危機の影響等により2012年以降長期低迷を続けている合金鉄の国際市況が、2015年頃を目処として同地域の経済回復及びそれに伴う鉄鋼需要の回復とともに上昇し、2011年以前の価格水準に戻り、それに伴う販売単価の上昇を通じて合金鉄事業の利益水準が回復することを見込んでいることによるものです。

一方、大和証券は、日本電工については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社については、当社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

日本電工株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	1.12～1.15
DCF法	0.99～1.27

市場株価法では、日本電工については、基準日を平成25年12月26日として、日本電工株式の東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、平成25年11月27日から基準日までの直近1ヶ月間の終値平均株価、平成25年9月27日から基準日までの直近3ヶ月間の終値平均株価及び平成25年6月27日から基準日までの直近6ヶ月間の終値平均株価を用いて、当社については、基準日を平成25年12月26日として、当社の東京証券取引所市場第二部における基準日の終値、平成25年11月27日から基準日までの直近1ヶ月間の終値平均株価、平成25年9月27日から基準日までの直近3ヶ月間の終値平均株価及び平成25年6月27日から基準日までの直近6ヶ月間の終値平均株価を用いて評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを1.12～1.15として算定しております。

DCF法では、日本電工については、日本電工の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した日本電工の収益予想に基づき、日本電工が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて評価を行い、当社については、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在

価値に割り引いて評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.99～1.27として算定しております。

大和証券は、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、平成25年12月26日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、大和証券がDCF法による算定の前提とした日本電工の利益計画においては、2015年12月期にかけて大幅な増益を見込んでおります。これは主として、欧州債務危機の影響等により2012年以降長期低迷を続けている合金鉄の国際市況が、2015年頃を目処として同地域の経済回復及びそれに伴う鉄鋼需要の回復とともに上昇し、2011年以前の価格水準に戻り、それに伴う販売単価の上昇を通じて合金鉄事業の利益水準が回復することを見込んでいることによるものです。

また、大和証券がDCF法による算定の前提とした当社の利益計画においては、2015年3月期及び2016年3月期にかけて大幅な増益を見込んでおります。これは主として、欧州債務危機の影響等により2012年以降長期低迷を続けている合金鉄の国際市況が、2015年頃を目処として同地域の経済回復及びそれに伴う鉄鋼需要の回復とともに上昇し、2011年以前の価格水準に戻り、それに伴う販売単価の上昇を通じて合金鉄事業の利益水準が回復することを見込んでいることによるものです。

(イ)算定の経緯

日本電工及び当社は、それぞれの財務アドバイザーから提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言を慎重に検討し、また各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記3. (1)①記載の本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断し、平成25年12月27日に開催された両社の取締役会にて本

株式交換比率によって本株式交換を行うことを決定し、同日、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

(ウ)財務アドバイザーとの関係

日本電工の財務アドバイザーである野村證券、当社の財務アドバイザーである大和証券は、それぞれ日本電工及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(エ)公正性を担保するための措置

日本電工及び当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、それぞれ第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとしました。

日本電工は、第三者算定機関である野村證券、当社は、第三者算定機関である大和証券にそれぞれ株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして各社検討のうえ、両社で交渉・協議を行い、上記3.(1)①記載の株式交換比率により本株式交換を行う旨合意いたしました。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から本株式交換比率が各社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しておりません。

また、本株式交換の法務アドバイザーとして、日本電工は森・濱田松本法律事務所を、当社は長島・大野・常松法律事務所を選定し、それぞれ本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所は、いずれも日本電工及び当社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

(オ)利益相反を回避するための措置

本株式交換に当たって、日本電工と当社との間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

③ 日本電工の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する日本電工の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

この取扱いは、日本電工の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

増加する資本金の額	金0円
増加する資本準備金の額	会社計算規則第39条の規定に従って別途 日本電工が定める額
増加する利益準備金の額	金0円

④ 株式交換の対価として日本電工株式を選択した理由

当社は、日本電工の普通株式が東京証券取引所に上場されており、引き続き流動性を有するため、取引機会が確保されること、及び当社株主が日本電工の株式を交換対価として受け取る場合には、本株式交換による当社の完全子会社化に伴う統合効果によって得られる利益を享受することが可能であること等を考慮して、日本電工の株式を本株式交換における交換対価として選択しました。

(2) 交換対価について参考となるべき事項

① 完全親会社となる日本電工の定款の定め

完全親会社となる日本電工の定款の定めは、後記添付資料2のとおりであります。

② 株式交換の換価の方法に関する事項

(ア) 交換対価を取引する市場

交換対価である日本電工の普通株式は、東京証券取引所において取引されております。

(イ) 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

全国の各金融商品取引業者（証券会社）にて取引の媒介、取次ぎ等を行っております。

(ウ) 交換対価の譲渡その他の処分の制限の内容

該当事項はありません。

③ 交換対価の市場価格に関する事項

完全親会社となる日本電工の普通株式の株価推移は以下のとおりです。

	平成25年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高株価(円)	324	303	312	299	297	319
最低株価(円)	269	266	262	276	278	285

(注)上記最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部の市場相場によります。

④ 完全親会社となる日本電工の貸借対照表

日本電工は有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

(3) 本株式交換に係る新株予約権及び新株予約権付社債の定め の相当性に関する事項

該当事項はありません。

(4) 計算書類等に関する事項

① 完全親会社となる日本電工の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別冊「日本電工株式会社の最終事業年度に係る計算書類等」のとおりです。

② 完全親会社となる日本電工について、最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

③ 完全子会社となる当社について、最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(ア)連結子会社の吸収合併

当社の連結子会社であった中電レアアース株式会社を平成25年7月1日を効力発生日として吸収合併し、中電レアアース株式会社は解散しました。本合併は当社100%出資の連結子会社を吸収合併したものであり、連結業績への影響は軽微であります。

(イ) 合金鉄事業における減損損失計上

鹿島工場が保有するマンガン系合金鉄用事業資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき検討した結果、平成26年3月期第2四半期において減損処理を実施し、減損損失として約21億円を特別損失に計上いたしました。

(ウ) 繰延税金資産の取崩し

業績見通し等を踏まえて、繰延税金資産の回収可能性を「税効果会計に係る会計基準」に基づき慎重に見直した結果、回収が見込めないとされる部分について取崩すこととし、法人税等調整額（税金費用）として約11億円を平成26年3月期第2四半期において計上いたしました。

以 上

株式交換契約書（写）

日本電工株式会社（以下「日本電工」という。）と中央電気工業株式会社（以下「中央電気工業」という。）は、平成25年12月27日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

中央電気工業は、本契約の規定に従い、日本電工を株式交換完全親会社、中央電気工業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、日本電工は、本株式交換により、中央電気工業の発行済株式の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商号：日本電工株式会社

住所：東京都中央区八重洲一丁目4番16号

(2) 株式交換完全子会社

商号：中央電気工業株式会社

住所：新潟県妙高市大字田口272番地

第3条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 日本電工は、本株式交換に際して、本株式交換により日本電工が中央電気工業の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における中央電気工業の株主（日本電工を除く。以下「対象株主」という。）に対し、中央電気工業の普通株式に代わり、その保有する中央電気工業の普通株式の数の合計に1.15を乗じて得た数の日本電工の普通株式を交付する。
2. 日本電工は、本株式交換に際して、対象株主に対し、その保有する中央電気工業の普通株式1株につき、日本電工の普通株式1.15株の割合をもって割り当てる。

3. 日本電工が前二項に従って対象株主に対して交付する日本電工の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

第4条（日本電工の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加すべき日本電工の資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従って別途日本電工が定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成26年7月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、日本電工及び中央電気工業は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

日本電工及び中央電気工業は、それぞれ平成26年3月31日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求める。

第7条（会社財産の管理等）

日本電工及び中央電気工業は、本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務を執行し、その財産の管理及び運営を行うとともに、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、本契約で別途定められているものを除き、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

第8条（剰余金の配当）

1. 日本電工は、平成25年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株につき5円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

2. 中央電気工業は、平成26年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株につき2.5円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 日本電工及び中央電気工業は、前二項に定める場合を除き、本契約締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行わない。

第9条（自己株式の消却）

中央電気工業は、本効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、中央電気工業が基準時において保有している自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって中央電気工業が取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却する。

第10条（条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降、本効力発生日の前日までの間において、日本電工又は中央電気工業の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたとき、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じたとき、その他本契約の目的の達成が困難となったときは、日本電工及び中央電気工業は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、①第6条に定める日本電工若しくは中央電気工業の株主総会の決議が得られなかったとき、②本株式交換を実行するために必要な関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は③前条に従い本株式交換が中止され、若しくは本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第12条（管轄裁判所）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い日本電工及び中央電気工業は、協議し合意の上、これを定める。

以上の合意を証するため、本書2通を作成し、日本電工及び中央電気工業それぞれ
記名捺印の上、各1通を保有する。

平成25年12月27日

日本電工： 東京都中央区八重洲一丁目4番16号
日本電工株式会社
代表取締役社長 石山 照明 ㊟

中央電気工業： 新潟県妙高市大字田口272番地
中央電気工業株式会社
代表取締役社長 西野 隆夫 ㊟

日本電工株式会社定款
平成21年3月27日 改正

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、日本電工株式会社と称し、英文ではNippon Denko Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. フェロアロイ、金属珪素の製造及び販売並びに輸出入
2. 各種金属材料の製造及び販売並びに輸出入
3. クロム塩類、その他化学工業製品の製造及び販売並びに輸出入
4. 肥料の製造及び販売
5. セラミックスの製造及び販売
6. 合成樹脂の成形、加工及び販売
7. 電子機器用部品の製造及び販売
8. 二次電池材料の製造及び販売
9. 測定器、分析機器の製造及び販売並びに環境計量証明事業
10. 鉱物、土石粉碎等処理業
11. イオン交換樹脂の再生事業
12. 排水処理装置及び用水処理装置の製造及び販売
13. 機械器具設置工事業
14. 各種プラント建設工事の設計・施工・管理・請負業
15. 建設コンサルタント業
16. ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業
17. 発電及び電気供給事業
18. 産業廃棄物処理業
19. 鉱業の経営
20. 運送業及び倉庫業
21. 水産物の養殖及び加工並びに販売
22. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理
23. 前各号の事業に付帯又は関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社の本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は256,551,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第14条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(招集者)

- 第15条 株主総会は取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当たる。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。

2. 取締役社長に事故があるときは取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第20条 当社に8名以内の取締役を置く。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第23条 取締役会の決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第24条 取締役社長は会社を代表する。

取締役会の決議をもって取締役中から取締役社長以外に会社を代表する代表取締役を定めることができる。

代表取締役は各自会社を代表する。

(取締役会の招集者及び議長)

第25条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(相談役及び顧問)

第31条 取締役会の決議をもって相談役及び顧問を置くことができる。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第32条 当会社に4名以内の監査役を置く。

(選任方法)

第33条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対し発する。

但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とし、毎年12月31日を決算期とする。

(剰余金の配当)

第45条 剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間等)

第47条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払配当金には利息をつけない。

[メモ]

[メモ]

株主総会会場ご案内図

新潟県妙高市大字田口272番地

中央電気工業株式会社 妙高本社・工場

電話(0255)86-3101



■交通のご案内

J R信越本線妙高高原駅下車 徒歩2分